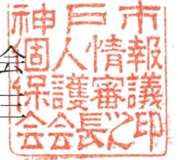


答申第 1057 号
令和 5 年 3 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 13 日付け神こ家第 6168 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」について)

- 1 妊婦、子育て世帯に対し、寄り添い給付金の支給や相談支援を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する母子の氏名、住所や母子手帳番号等の情報、福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を収集することは、給付対象者の抽出や案内状の送付、審査等の正確かつ迅速な処理と速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙
答申 1057

◎：条例第7条第3項に該当する情報

【妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施に伴うために収集する情報項目】

◎視覚障害者に関する情報

住基個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日

○オンライン申請に関する情報

- ・令和5年3月1日時点で神戸市に住民票をおいた当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ・令和5年3月1日時点で神戸市に住民票をおいた当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行った者

ID番号
申請者氏名
申請者の住所
申請者の電話番号
妊娠届出日
出産予定日
母子手帳番号
子の氏名
子の生年月日
口座情報

◎相談事に関するアンケート（自由記述欄）

※自身の病気、妊娠中の経過、妊娠中の健康管理、胎児の状況、家族の病気、家庭の経済状況等の情報を取得する可能性がある

○こうべ健康いきいきサポートシステムに関する情報

- ・当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ・当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行った者

宛名番号
郵便番号
住所（漢字・コード）
母親の氏名（漢字・カナ・アルファベット）
母親の生年月日
子どもの氏名（漢字・カナ・アルファベット）
子どもの生年月日

住民区分
異動事由
住民になった日
住民でなくなった日
転出先住所
区のコード
妊娠届出日
母子手帳番号
DV該当フラグ
DV該当年月日
DV解除年月日

答申第 1058 号
令和 5 年 3 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 13 日付け神こ家第 6168 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 妊婦、子育て世帯に対し、寄り添い給付金の支給や相談支援を実施するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する母子の氏名、住所や母子手帳番号等の情報を利用することは、給付対象者の抽出や案内状の送付、審査等の正確かつ迅速な処理と速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1058

【妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業のために利用する情報項目】

- ① 当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ② 当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行い、出生していない者

【こうべ健康いきいきサポートシステム】

宛名番号

郵便番号

住所(漢字・コード)

母親の氏名(漢字・カナ・アルファベット)

母親の生年月日

子どもの氏名(漢字・カナ・アルファベット)

子どもの生年月日

住民区分

異動事由

住民になった日

住民でなくなった日

転出先住所

区のコード

妊娠届出日

母子手帳番号

DV該当フラグ

DV該当年月日

DV解除年月日

答申第 1059 号
令和 5 年 3 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 3 月 13 日付け神福障更第 924 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 妊婦、子育て世帯に対し、寄り添い給付金の支給や相談支援を実施するにあたり、福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を利用することは、給付対象者の抽出や案内状の送付、審査等の正確かつ迅速な処理と速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 1059

【視覚障害者に関する情報】

住基個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日